

子ども・子育て支援法施行規則  
平成26年 6月 9日内閣府令第44号

改正：令和 2年 3月27日内閣府令第17号（子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 3月27日	
<p>（令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由）</p> <p><b>第五十八条</b> 令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一 月の途中において特定教育・保育等（法第五十九条第三号イに規定する特定教育・保育等をいう。）を受けることをやめること</p> <p>二 月の途中において、利用する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所又は特例保育を提供する事業所の変更を行うこと</p> <p>三 月の途中において特定地域型保育（居宅訪問型保育（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第三十七条第一号に掲げる保育に係るものに限る。）に限る。）を受けることができない日数が一月当たり五日を超えること</p> <p>四 災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない<b>日数が一月当たり五日を超えること</b></p>	<p>（令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由）</p> <p><b>第五十八条</b> 令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一 月の途中において特定教育・保育等（法第五十九条第三号イに規定する特定教育・保育等をいう。）を受けることをやめること</p> <p>二 月の途中において、利用する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所又は特例保育を提供する事業所の変更を行うこと</p> <p>三 月の途中において特定地域型保育（居宅訪問型保育（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第三十七条第一号に掲げる保育に係るものに限る。）に限る。）を受けることができない日数が一月当たり五日を超えること</p> <p>四 災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない<b>こと</b></p>
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 3月27日 内閣府 令 第17号～	
施行日：令和 2年 3月27日	
◆追加◆	附 則（令和二・三・二七内閣令一七）
-改正法・附則- ～令和 2年 3月27日 内閣府 令 第17号～	
施行日：令和 2年 3月27日	
◆追加◆	この府令は、公布の日から施行し、令和二年三月二日から適用する。



\*\*\*\*\*